

与那国町貸付型奨学金基金奨学生募集要項

1 採用予定数および貸与額（無利息）

- (1) 採用予定数 若干名
- (2) 貸与額 500,000 円（入学時）

2 奨学生の資格

本町に住所を有する者の子弟であって、大学(大学院、専門職大学、短期大学及び専門職短期大学を含む)に進学及び在学する学生で、修学の意欲と能力を有するにもかかわらず、経済的理由により学資の支弁が困難と認められる者

※申請時において合格通知の有無は問いません

3 貸付型奨学金基金の申請の際に必要な提出書類

- (1) 与那国町奨学金貸付申請書（第1号様式）
- (2) 奨学生申請書（第2号様式）
- (3) 学業成績証明書
- (4) 在学証明書（大学入学後）
- (5) 住民票謄本
- (6) 合格通知書
- (7) 保護者の所得及び資産証明書 ※印鑑登録証明書を添付すること
- (8) 保証人の所得及び資産証明書 ※印鑑登録証明書を添付すること
保証人は、本町に住所を有する成年者で、独立の生計を営み、かつ、奨学金返還の際その責を負い得る方を選んでください。
- (9) 保護者及び保証人の印鑑登録証明書
- (10) 健康診断書

4 受付場所・受付時間

与那国町教育委員会 総務課 〒907-1801 与那国町字与那国 129 番地

お問い合わせ先 ☎0980-87-2002

平日 8:30~17:15（12:00~13:00を除く）

5 奨学金の返還

- (1) 返還の開始
卒業の1年後から月額1万円を、貸付額に達するまで毎月返還する必要があります。ただし、全額又は一部をまとめて返還することもできます。

(2) 返還の猶予

災害、疾病、傷害等やむを得ない事情により奨学金の返還が困難となったときは、相当と認める期間、その返還を猶予することができます。

6 選考及び選考結果の通知

奨学生は、与那国町奨学選考委員会で選考審査を経て町長が決定します。
申込みをされた全員へ採用結果を文書で通知します。

与那国町教育委員会 総務課
電話：0980-87-2002
FAX：0980-87-2074